

議案第 23 号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日 提 出
木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和 6 年 月 日 決
木曾広域連合議会議長 下 出 謙 介

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年木曽広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行																																
（特定任期付職員の給与等） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条	号俸	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	（特定任期付職員の給与等） 第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号俸</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </tbody> </table> 2～5 （略） （給与条例の適用除外等） 第5条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項、第35条第1項、第40条第1項及び同条第4項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第35条第1項中「職員が」とあるのは「職員及び任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員である職員が」と、「当該」とあるのは「これらの」と、給与条例第40条第1項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「もの」とあるのは「もの及び任期付職員条例第4条	号俸	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>
号俸	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
号俸	給料月額（円）																																
1	<u>380,000</u>																																
2	<u>427,000</u>																																
3	<u>477,000</u>																																
4	<u>539,000</u>																																
5	<u>615,000</u>																																
6	<u>718,000</u>																																
7	<u>839,000</u>																																

改正案	現 行
第 1 項の給料表の適用を受ける職員」とする。	第 1 項の給料表の適用を受ける職員」とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 6 年12月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第 4 条の規定を適用する場合においては、改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(連合長への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

議案第 23 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------------

1 改正事由

令和 6 年 8 月 8 日付の人事院勧告に基づき、令和 6 年度における任期付職員の給料等の支給に関し、所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 特定任期付職員の給料月額を令和 6 年 4 月 1 日に遡り引上げる。
(第 4 条関係)

(2) 木曽広域連合職員の給与に関する条例を読み替えて適用する令和 6 年 12 月期の期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げる。

区 分	6 月期	12 月期
期末手当	1.7 月 (支給済)	<u>1.75 月</u> (現行 1.7 月)

3 施行期日等

- ・ 令和 6 年 12 月 1 日
- ・ 給料表の改定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用